

静 岡 市 報

No.28

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

条 例	
静岡市議会委員会条例の一部改正	2
建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定	4
静岡市篤志奨学基金条例の一部改正	5
静岡市手数料条例の一部改正	5
静岡市障害者施策推進協議会条例の一部改正	10
静岡市知的障害児通園施設条例の一部改正	10
静岡清広域都市計画日の出地区再開発地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正	11
静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部改正	11
静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	12
静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	15
規 則	
静岡市公印規則の一部改正	16
静岡市社会福祉法施行細則の一部改正	19
市議会規則	
静岡市議会会議規則の一部改正	23
教育委員会規則	
静岡市立学校給食センター条例施行規則の一部改正	24
静岡市青年研修センター条例施行規則の一部改正	24
静岡市清水庵原球場条例施行規則の制定	26
訓 令	
静岡市女性会館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部 改正	28
教育委員会訓令	
静岡市視聴覚センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程 の一部改正	28
静岡市少年自然の家に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の 一部改正	29
静岡市立登呂博物館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の 一部改正	29
静岡市公民館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部 改正	30
告 示	
地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の 事務の委託を定めた告示の一部改正	30
地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の 事務の委託を定めた告示の一部改正	31
市議会告示	
静岡市議会委員会傍聴規程の一部改正	32

選挙管理委員会告示	
静岡市井川財産区議会議員選挙及び静岡市両河内財産区議会議員選挙における投票区の区域の一部改正	32
平成17年8月15日執行予定の静岡市両河内財産区議会議員選挙に用いる選挙人名簿の調製日程及び縦覧場所等	33
地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	33
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	34
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	34
平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙における投票を閉じる時刻の繰り上げ	34
平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙について定めた事項	35
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	36
駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	37
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	37
平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙について定めた事項	37
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法による選挙投票区の区画を指定した告示の一部改正	38
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	39
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	40
平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙について定めた事項	40
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の登録	41

条 例

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第66号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 19 条）
- 第 2 章 審査（第 20 条 第 38 条）
- 第 3 章 発言（第 39 条 第 48 条）
- 第 4 章 表決（第 49 条 第 59 条）
- 第 5 章 秘密会（第 60 条・第 61 条）
- 第 6 章 公聴会（第 62 条 第 67 条）

第 7 章 参考人（第 68 条）

第 8 章 請願の処理（第 69 条・第 70 条）

第 9 章 委員会の記録（第 71 条・第 72 条）

第 10 章 規律（第 73 条 第 75 条）

第 11 章 雑則（第 76 条）

附則

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「会議」を「議会」に改める。

第 8 条第 2 項中「委員会において互選する」を「議長が議会に諮って指名する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長は議会に諮ることなく委員長及び副委員長を指名することができる。

第 9 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 9 条とし、第 13 条を第 10 条とし、第 14 条を第 11 条とする。

第 15 条の見出し中「会議中」を「議会の会議中」に改め、同条を第 12 条とし、第 16 条から第 18 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 19 条の見出し中「委員長の辞任及び」を「委員長又は」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「委員会」を「議会」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。

第 19 条を第 16 条とし、第 20 条を第 17 条とする。

第 21 条中「第 33 条」を「第 30 条」に改め、同条を第 18 条とし、第 22 条から第 48 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 49 条（見出しを含む。）中「選挙及び」を削り、同条を第 46 条とし、第 50 条から第 59 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 60 条の見出し中「会議規則の」を削り、同条中「会議規則」を「静岡市議会会議規則（平成 15 年静岡市議会規則第 1 号）」に改め、同条を第 57 条とし、第 61 条から第 78 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 79 条の見出し中「会議規則への」を削り、同条中「会議規則」を「静岡市議会会議規則」に改め、同条を第 76 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第67号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(静岡市特別工業地区建築条例の一部改正)

第 1 条 静岡市特別工業地区建築条例(平成15年静岡市条例第242号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 8 項まで及び第53条」を「第 9 項まで及び法第53条」に改める。
(静岡清広域都市計画草薙駅前地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 静岡清広域都市計画草薙駅前地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年静岡市条例第245号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。
(静岡清広域都市計画南幹線地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 静岡清広域都市計画南幹線地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年静岡市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。
(静岡清広域都市計画飯田・庵原地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 4 条 静岡清広域都市計画飯田・庵原地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年静岡市条例第247号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第68号

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例

静岡市篤志奨学基金条例（平成15年静岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表小系製作所奨学基金の項中「15,000,000円」を「25,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第69号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

「

総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	建築物の数が 2 である場合	78,000円
	建築物の数が 3 以上である場合	78,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額

を

」

「			に、
一団地内に建築される建築物の特例認定申請	建築物の数が 1 又は 2 である場合	78,000円	
	建築物の数が 3 以上である場合	78,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
」			
「			を
敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請	建築物の数が 2 である場合	220,000円	
	建築物の数が 3 以上である場合	220,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
」			
「			に、
広い空地を有する一団地内に建築される建築物の特例許可申請	建築物の数が 1 又は 2 である場合	220,000円	
	建築物の数が 3 以上である場合	220,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
」			
「			に、
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合	78,000円	
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	78,000円に 1 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
」			

同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合	220,000円	を
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が 1 である場合	220,000円	
	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
複数建築物の認定又は許可の取消し申請		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
r			
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合	78,000円	
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	78,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合	220,000円	

	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	に、
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が 1 である場合	220,000円	
	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が 2 以上である場合	220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
一団地内又は一団の土地の区域内の建築物の認定又は許可の取消申請		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	

「

優良宅地造成認定申請	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第11号ハ若しくは第62条の3第4項第11号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	130,000円	を
------------	---	---------------------------------	----------	---

」

「

優良宅地造成認定申請	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第13号ハ若しくは第62条の3第4項第13号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	130,000円	に、
------------	---	---------------------------------	----------	----

」

」

優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二に規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	6,200円	を		
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第14号二若しくは第62条の3第4項第14号二に規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	6,200円		に、	
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二に規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	6,200円			を
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第14号二若しくは第62条の3第4項第14号二に規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	6,200円			

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第70号

静岡市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

静岡市障害者施策推進協議会条例（平成16年静岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 3 項」を「第26条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第71号

静岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害児通園施設条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「静岡市葵区春日三丁目 7 番 8 号」を「静岡市葵区城東町24番 1 号」に、「40人」を「50人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 8 月 5 日から施行する。

静岡広域都市計画日の出地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第72号

静岡広域都市計画日の出地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

静岡広域都市計画日の出地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年静岡市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「第52条第 6 項」を「第52条第 7 項」に改める。

第11条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、同項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる 2 以上の構えを成す建築物（以下この条において「総合的設計による同一敷地内建築物」という。）について、規則で定める事項を公告しなければならない。

第12条第 1 項第 1 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第73号

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例（平成15年静岡市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表第 1 及び別表第 2 」を「別表」に改める。

別表第 2 を削る。

別表第 1 中「用宗海岸保全区域内における占用料等」を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第74号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 級の項第 4 号中「腕関節」を「手関節」に改める。

別表第 3 第 2 級の項第 5 号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第 5 級の項第 4 号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第 6 級の項第 5 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 8 号中「及び示指」を削り、同表第 7 級の項第 6 号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の 4」に改め、同項第 7 号中「及び示指」を削り、同項第 9 号及び第 10 号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第 8 級の項第 3 号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の 3 の手指」を加え、同項第 4 号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したものの又は母指以外の 4」に改め、同項第 8 号及び第 9 号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第 9 級の項第 12 号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の 3 の手指を失ったもの」を削り、同項第 13 号中「手指」の次に「の用を廃したものの又は母指以外の 3 の手指」を加え、同表第 10 級の項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ）正面視で複視を残すもの

別表第 3 第 10 級の項第 7 号中「の用を廃したもの、示指を含み 2 の手指の用を廃したものの」を削り、「及び示指以外の 3」を「以外の 2」に改め、同表第 11 級の項第 7 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 8 号中「中指又は薬指」を「示指、中指又は環指」に改め、同

項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同表第 12 級の項第 5 号及び第 8 号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第 14 号を第 15 号とし、第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 9 号中「中指又は薬指」を「示指、中指又は環指」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 1 手の小指を失ったもの

別表第 3 第 13 級の項中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 正面視以外で複視を残すもの

別表第 3 第 13 級の項第 8 号を削り、同項中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同表第 14 級の項第 6 号を削り、同項第 7 号中「及び示指」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 新条例第 5 条第 3 項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 16 年 6 月 30 日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 16 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、

同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第 8 級の項第 3 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第 4 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と同表第 9 級の項第 13 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第 10 級の項第 7 号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は 1 手の母指若しくは」と、同表第 11 級の項第 8 号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は 1 手の示指の用を廃したものと、同表第 12 級の項第 10 号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第 13 級の項第 7 号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は 1 手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第 14 級の項第 6 号及び第 7 号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第 10 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第 3 条 非常勤消防団員等が平成 16 年 6 月 30 日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例第 12 条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成 16 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合又は当該期間において新条例第 13 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第 14 条第 4 項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 12 条の規定による遺族補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは、「の

母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

- 3 旧条例第12条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第12条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第12条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第12条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。
- 4 旧条例第12条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第12条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第12条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第12条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第75号

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成15年静岡市条例第290号）の一部を次のように改正する。

別表分団長の項中「264,000」を「266,000」に、「359,000」を「361,000」に、「459,000」を「461,000」に改め、同表副分団長の項中「249,000」を「251,000」に、「334,000」を「336,000」に、「424,000」を「426,000」に改め、同表部長班長の項中「229,000」を「231,000」に、「304,000」を「306,000」に、「384,000」を「386,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」

という。)の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

規 則

静岡市規則第105号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年6月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2市長印中

「

人事課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	人事課長	職員の履歴等証明 用
--------------	---	-----	-----	------	---	------	---------------

を

」

「

人事課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	人事課長	職員の給与及び職員 自主研究グループ補助金に関する 事務並びに職員 の履歴等証明用
--------------	---	-----	-----	------	---	------	--

に、

」

「								を
管財課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	管財課長	車両の管理及び保 険に関する事務用	
」								に、
管財課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	2	管財課長	公有財産及び車両 の管理及び保険に 関する事務用	
「								を
農林総務課 専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農林総務 課長	森林施業計画の認 定等、森林整備計 画との適合、有害 鳥獣の駆除及び清 水農村環境改善セ ンターの利用に関 する事務用	
農業振興課 専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農業振興 課長	農用地区域の証明 等に関する事務用	
」								に、
農林総務課 専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農林総務 課長	森林施業計画の認 定等、森林整備計 画との適合、中山 間地域直接支払交 付金に係る調査、 清水農村環境改善 センターの利用及 び有害鳥獣の駆除 に関する事務用	

農業振興課 専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農業振興 課長	利用権設定等促進 事業調査、農業振 興地域整備計画策 定、水稻生産実施 計画書調査及び農 用地区域の証明等 に関する事務用
----------------	---	-----	-----	------	---	------------	---

「

国保年金課 専用市長印	14	れい書	正方形	方 21	3	各区国保 年金課長	郵便事務用
----------------	----	-----	-----	------	---	--------------	-------

」

「

国保年金課 専用市長印	14	れい書	正方形	方 21	1	葵区国保 年金課長	国民健康保険井川 診療所の診療報酬 の請求に関する事 務及び郵便事務用
国保年金課 専用市長印	14	れい書	正方形	方 21	2	駿河区国 保年金課 長及び清 水区国保 年金課長	郵便事務用

」

改め、同表の 3 区長印中

「

税務課専用 区長印	19	れい書	正方形	方 21	22	各区税務 課長	市税に係る証明用
--------------	----	-----	-----	------	----	------------	----------

」

税務課専用 区長印	19	れい書	正方形	方 21	27	各区税務 課長	市税に係る証明用
--------------	----	-----	-----	------	----	------------	----------

改める。

附 則

この規則は、平成17年6月15日から施行する。

静岡市規則第106号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年6月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第15条中「社会福祉法人寄附金募集許可申請書」を「寄附金募集許可申請書」に改める。

第16条第1項中「第6条又は前条」を「又は第6条」に、「、認定若しくは許可」を「若しくは認定」に、「、不認定若しくは不許可」を「若しくは不認定」に、「、認定又は許可」を「又は認定」に、

「
 社会福祉法人 設 立 認 可
 定 款 変 更 認 可
 解 散 認 可 (認 定) 通 知 書 を
 合 併 認 可
 寄 附 金 募 集 許 可
 」

「
 社会福祉法人 設 立 認 可
 定 款 変 更 認 可
 解 散 認 可 (認 定) 通 知 書 に、「、不認定又は不許可」を「又は不
 合 併 認 可
 」
 認定」に、

「
 社会福祉法人 設立不認可定
 款変更不認可
 解散不認可(不認定) 通知書 を
 合併不認可
 寄附金募集不許可
 」

「
 社会福祉法人 設立不認可
 定款変更不認可
 解散不認可(不認定) 通知書 に改め、同条第 2 項中「又は第 14
 合併不認可
 寄附金募集不許可
 」

条」を「、第 14 条又は前条」に、

「
 第 1 種社会福祉事業経営
 施設を必要としない第 1 種社会福祉事業経営 許可通知書 を
 社会福祉事業変更
 」

「
 第 1 種社会福祉事業経営
 施設を必要としない第 1 種社会福祉事業経営 許可通知書 に、
 社会福祉事業変更
 寄附金募集
 」

「
 第 1 種社会福祉事業経営
 施設を必要としない第 1 種社会福祉事業経営 不許可通知書 を
 社会福祉事業変更
 」

「
 第 1 種社会福祉事業経営
 施設を必要としない第 1 種社会福祉事業経営 不許可通知書 に改める。
 社会福祉事業変更
 寄附金募集
 」

様式第 1 号(表)中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改め、同様式(裏)中
 「特殊関係人」を「特殊関係者」に、「知識経験」を「学識経験」に改める。

様式第 2 号(表)、様式第 3 号及び様式第 4 号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市
 長」に改める。

様式第 5 号その 1(表)中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改め、同様式(裏)

中「特殊関係人」を「特殊関係者」に、「知識経験」を「学識経験」に改める。

様式第 5 号その 2 (表) 中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、同様式(裏) 中「特殊関係人」を「特殊関係者」に、「知識経験」を「学識経験」に改める。

様式第 6 号(1面) 中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「特別関係人」を 「特殊関係者」に、「知識経験者」を「学識経験者」に改める。

様式第 7 号から様式第 14 号までの様式中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に改 める。

様式第 15 号中

「
社会福祉法人 設 立 認 可
定 款 変 更 認 可
解散認可(認定) 通知書 を
合 併 認 可
寄 附 金 募 集 許 可
」

「
社会福祉法人 設 立 認 可
定 款 変 更 認 可
解散認可(認定) 通知書 に、
合 併 認 可
」

「設 立 認 可
定 款 変 更 認 可
解 散 認 可
合 併 認 可
寄 附 金 募 集 許 可」 を 「設 立 認 可
定 款 変 更 認 可
解 散 認 可
合 併 認 可」 に、 「認 可
認 定 許 可」 を 「認 可
認 定」 に改める。

様式第 16 号中

「
社会福祉法人 設 立 不 認 可
定 款 変 更 不 認 可
解散不認可(不認定) 通知書 を
合 併 不 認 可
寄 附 金 募 集 不 許 可
」

「
社会福祉法人 設 立 不 認 可
定 款 変 更 不 認 可
解散不認可(不認定) 通知書 に、
合 併 不 認 可
」

「設 立 変 更 散 合 寄 附 金 募 集」を「設 立 変 更 散 合 寄 附 金 募 集」に、「不 認 可 不 認 定 不 許 可」を「不 認 可 不 認 定」に改める。

様式第17号中

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
許 可 通 知 書 を
」

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
寄 附 金 募 集
許 可 通 知 書 に、
」

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
を
」

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
寄 附 金 募 集
に 改 め る。
」

様式第18号中

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
不 許 可 通 知 書 を
」

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 經 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
寄 附 金 募 集
不 許 可 通 知 書 に、
」

「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 経 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 経 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
を
」
「
第 1 種 社 会 福 祉 事 業 経 営
施 設 を 必 要 と し な い 第 1 種 社 会 福 祉 事 業 経 営
社 会 福 祉 事 業 変 更
に 改 め る。
寄 附 金 募 集
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市議会規則

静岡市議会規則第 1 号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 6 月 30 日

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成 15 年静岡市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条中「第 39 条」を「第 36 条」に改める。

第 93 条第 2 項中「第 64 条第 2 項」を「第 61 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第17号

静岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 6 月23日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立学校給食センター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号の表休息時間の欄中「午後 4 時30分から午後 4 時45分まで」を「午後 3 時30分から午後 3 時45分まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会規則第18号

静岡市青年研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 6 月23日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市青年研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市青年研修センター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（開館時間）

第 2 条 条例第 2 条の表に掲げる青年研修センター（以下「青年研修センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名 称	開館時間
静岡市青年研修センター	午後 1 時から午後 9 時まで
静岡市青年研修センター静岡分室	午前 9 時から午後 9 時30分まで
静岡市青年研修センター清水分室	午前 9 時から午後 9 時まで

第 3 条第 1 項各号を削り、同項に次の表を加える。

名 称	休 館 日
静岡市青年研修センター	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日
静岡市青年研修センター静岡分室	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日 (3) 静岡県青少年会館の休館日
静岡市青年研修センター清水分室	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日 (3) 清水中央公民館の休館日

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

様式第 3 号及び様式第 4 号中

「

研修センター	会議室 A 会議室 B 会議室 C 会議室 D 会議室 E
センター分室	会議室 B 会議室 C

を

」

「

静岡市青年研修センター	会議室 A 会議室 B 会議室 C 会議室 D 会議室 E
静岡分室	会議室 F 会議室 G
清水分室	会議室 H 会議室 I 会議室 J

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第19号

静岡市清水庵原球場条例施行規則をここに制定する。

平成17年6月23日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市清水庵原球場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定による静岡市清水庵原球場(以下「球場」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、清水庵原球場利用許可申請書(様式第1号)を静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の前7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第3条 教育委員会は、球場の利用を許可したときは、清水庵原球場利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

(使用料の減額又は免除の申請)

第4条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、清水庵原球場使用料減額・免除承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、清水庵原球場使用料減額・免除承認通知書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付の申請)

第 5 条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、清水庵原球場使用料還付申請書（様式第 5 号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（利用の許可の取消しの申出等）

第 6 条 球場の利用許可を受けた者は、利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水庵原球場利用許可取消申出書（様式第 6 号）を利用日の前 7 日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、条例第 11 条の規定により利用の許可を取り消したときは、清水庵原球場利用許可取消通知書（様式第 7 号）を交付する。

（入場者が遵守すべき事項）

第 7 条 球場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （ 1 ）危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- （ 2 ）指定された場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は施設内において火気を使用しないこと。
- （ 3 ）許可を受けないで寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。
- （ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な教育委員会の指示に従うこと。

（雑則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、球場の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 17 日から施行する。

【様式は掲載省略】

訓 令

静岡市訓令第46号

女性会館

静岡市女性会館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表日勤Aの項中「午後5時から午後5時15分まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に改め、同表日勤Bの項中「午後9時30分から午後9時45分まで」を「午後7時30分から午後7時45分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第24号

静岡市視聴覚センター

静岡市視聴覚センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

第2条第2項の表休息時間の欄中「午後5時から午後5時15分まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に、「午後9時30分から午後9時45分まで」を「午後7時30分から午後7時45分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会訓令第25号

各少年自然の家

静岡市少年自然の家に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市教育委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

第2条第2項の表休息時間の欄中「午後5時から午後5時15分まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会訓令第26号

登呂博物館

静岡市立登呂博物館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

第2条第2項の表休息時間の欄中「午後5時から午後5時15分まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会訓令第27号

各公民館

静岡市公民館に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月15日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

別表の1 静岡市中央公民館（分館を含む。） 静岡市西部公民館、静岡市南部公民館、静岡市東部公民館、静岡市長田公民館、静岡市北部公民館、静岡市藁科公民館、静岡市大里公民館、静岡市西奈公民館及び静岡市清沢公民館に勤務する職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表休息時間の欄中「午後5時から午後5時15分まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に、「午後9時30分から午後9時45分まで」を「午後7時30分から午後7時45分まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第250号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表中

「

□坂本温泉浴場使用料の徴収事務

静岡市観光協会会長

を

」

「

口坂本温泉浴場使用料の徴収事務	静岡市観光協会副会長
-----------------	------------

 に
 」

改める。

附 則

この告示は、平成17年6月9日から適用する。

静岡市告示第251号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表中

「

静岡市追手町自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長
-----------------------	----------------

 を
 」

「

静岡市追手町自転車等駐車場使用料の徴収事務	東海安全警備保障株式会社代表取締役
-----------------------	-------------------

 に、
 」

「

静岡市静岡駅北口地下駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社取締役社長
-----------------------	-----------------

 を
 」

「

静岡市静岡駅北口地下駐車場使用料の徴収事務	株式会社ユアーズ静岡代表取締役
-----------------------	-----------------

 に
 」

改める。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

市議会告示

静岡市議会告示第7号

静岡市議会委員会傍聴規程（平成15年静岡市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月30日

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

第2条中「第41条第2項」を「第38条第2項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第61号

静岡市井川財産区議会議員選挙及び静岡市両河内財産区議会議員選挙における投票区の区域（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

（2）の表を次のように改める。

投票区名	区 域
第1投票区	清水区のうち中河内の区域
第2投票区	清水区のうち高山、清地、茂野島及び和田島の区域
第3投票区	清水区のうち葛沢、土、沼沢、西里、河内及び大平の区域

附 則

この告示は、平成17年6月21日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第62号

平成17年8月15日執行予定の静岡市両河内財産区議会議員選挙に用いる選挙人名簿の調製日程及び縦覧場所等を次のとおり定めた。

平成17年6月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

1 選挙人名簿の調製日程

選挙人名簿調製期日	平成17年8月1日
調製期間	平成17年8月2日から8月4日まで3日間
縦覧期間	平成17年8月5日
異議申し立て期間	平成17年8月5日
異議申し立て決定期限	平成17年8月8日
選挙人名簿確定日	平成17年8月9日

2 選挙人名簿の縦覧場所

静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の40万を超える場合に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成17年7月6日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

1	50分の1の数	11,536
2	6分の1の数	95,133
3	3分の1の数	192,266

選挙区ごとの 3 分の 1

葵 区 71,871

駿 河 区 56,580

清 水 区 63,816

- 4 総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 162,800

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

【「次の者」は掲載省略】

静岡市選挙管理委員会告示第18号

平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条の規定により、投票を閉じる時刻を、次のように繰り上げる。

平成17年7月7日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

投票区	投票所名	開く時刻	閉じる時刻
第54投票区	静岡市立中藁科小学校小布杉分校	午前7時	午後6時
第55投票区	静岡市立清沢小学校	午前7時	午後6時
第56投票区	静岡市清沢避難所	午前7時	午後6時
第57投票区	静岡市立峰山小学校	午前7時	午後6時
第58投票区	静岡市立大川中学校	午前7時	午後6時
第59投票区	静岡市大川保育園	午前7時	午後6時
第60投票区	静岡市中央公民館玉川分館	午前7時	午後6時
第61投票区	静岡市玉川キャンプセンター	午前7時	午後6時
第62投票区	玉川西公民館	午前7時	午後6時
第63投票区	静岡市中央公民館大河内分館	午前7時	午後6時
第64投票区	渡公民館	午前7時	午後6時
第65投票区	有東木公民館	午前7時	午後6時
第66投票区	元梅ヶ島連絡所	午前7時	午後6時
第67投票区	新田公会堂	午前7時	午後6時
第68投票区	静岡市井川支所	午前7時	午後6時
第69投票区	静岡市中央公民館田代分館	午前7時	午後6時

静岡市葵区選挙管理委員会告示第19号

平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年7月7日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

- 1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 2 各投票区の投票所を、別紙のとおり定めた。
- 3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を、別紙のとおり定めた。
- 4 期日前投票所の場所等を、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵区役所

(2) 期 間 平成17年 7 月 8 日から平成17年 7 月23日まで

- 5 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 6 静岡市葵区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所を、次のとおり定めた。

静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所

- 7 候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 3 項本文の規定により、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所

(2) 日 時 平成17年 7 月 7 日 午後 6 時

- 8 開票の場所及び日時を、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市駿河区曲金三丁目 1 番10号 静岡産業支援センター

(2) 日 時 平成17年 7 月24日 午後 9 時30分開始

- 9 開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

開票管理者

静岡市葵区遠藤新田352番地の13 渡 邊 良 平

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市駿河区下島263番地の12 岡 部 正 志

- 10 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所

(2) 日 時 平成17年 7 月22日 午前 9 時30分

静岡市葵区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第 3 号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年 7 月 8 日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

【「次の者」は掲載省略】

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第18号

平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年7月7日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

- 1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 2 各投票区の投票所を、別紙のとおり定めた。
- 3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を、別紙のとおり定めた。
- 4 期日前投票所の場所等を、次のとおり定めた。

（1）場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

（2）期 間 平成17年7月8日から平成17年7月23日まで

- 5 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 6 静岡市駿河区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所を、次のとおり定めた。
- 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所
- 7 候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、次のとおり定めた。
- （1）場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所
- （2）日 時 平成17年7月7日 午後6時
- 8 開票の場所及び日時を、次のとおり定めた。
- （1）場 所 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 静岡産業支援センター
- （2）日 時 平成17年7月24日 午後9時30分開始
- 9 開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。
- 開票管理者
- 静岡市駿河区馬淵二丁目14番34号 朝比奈 紘
- 開票管理者の職務を代理すべき者
- 藤枝市駅前三丁目14番8号 栃本 英雄
- 10 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めた。
- （1）場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所
- （2）日 時 平成17年7月22日 午前9時30分

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法による選挙投票区の区画を指定した告示（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年6月24日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深 澤 八 起

区画明細書の表第18投票区の項投票区の区画の欄中「宮加三」を「宮加三の一部（除143番地、自145番地至146番地、自147番地の2至147番地の15、自156番地の2至156番地の9、159番地、自160番地の2至160番地の5）」に改め、第19投票区の項投票区の区画の欄中「緑

が丘町」の次に「、宮加三の一部（143番地、自145番地至146番地、自147番地の2至147番地の15、自156番地の2至156番地の9、159番地、自160番地の2至160番地の5）」を加え、第40投票区の項投票区の区画の欄中「、草薙一丁目の一部（自1番至11番）」を削り、第41投票区の項投票区の区画の欄中「草薙一丁目の一部（除自1番至11番）」を「草薙一丁目」に、第65投票区の項投票区の区画の欄中「中河内の一部（自60番至1512番）」を「中河内」に改め、同表中

「

第66投票区	中河内の一部（除自60番地至1512番地、3756番地、自3985番地至5455番地）
第67投票区	中河内の一部（3756番地、自3985番地至5455番地）
第68投票区	清地、茂野島、高山及び和田島
第69投票区	葛沢、土及び布沢
第70投票区	西里
第71投票区	河内
第72投票区	大平

を

「

第66投票区	清地、茂野島、高山及び和田島
第67投票区	大平、河内、葛沢、土、西里及び布沢

に

改める。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八 起

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月6日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八 起

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第19号

平成17年7月24日執行の静岡県知事選挙につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年7月7日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八 起

- 1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 2 各投票区の投票所を、別紙のとおり定めた。
- 3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を、別紙のとおり定めた。
- 4 期日前投票所の場所等を、次のとおり定めた。
 - （1）場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所
 - （2）期 間 平成17年7月8日から平成17年7月23日まで
- 5 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。
- 6 静岡市清水区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所を、次のとおり定めた。

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所
- 7 候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、次のとおり定めた。
 - （1）場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所
 - （2）日 時 平成17年7月7日 午後6時
- 8 開票の場所及び日時を、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号 静岡市清水総合運動場体育館

(2) 日 時 平成17年 7 月 24 日 午後 9 時 30 分開始

9 開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

開票管理者

静岡市清水区興津本町76番地の 1 深澤 八起

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市清水区三保1559番地の 1 木口 直充

10 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めた。

(1) 場 所 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 静岡市清水区役所

(2) 日 時 平成17年 7 月 22 日 午前 9 時 30 分

静岡市清水区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第26条（補正登録）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿に登録する。

平成17年 7 月 8 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深 澤 八 起

【「次の者」は掲載省略】